

# WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



意匠のハーグ国際登録で、名義人をA社からA社とB社の2社に変更するDM/2を提出予定です。この場合、第3欄（新権利者）と第8欄（手続きする者の署名等）はどのように記載すればよいですか。

国際登録の名義人の変更はDM/2（所有権の変更の記録の請求）<sup>※1</sup>をWIPO国際事務局に提出して手続きします。手数料は名義変更をする国際登録ごとに144スイス・フランです。なお、指定国によっては別途各官庁への手続きが必要となりますのでご注意ください。例えば米国・ロシアなどは16条(2)を宣言しており、各官庁への書類提出も求められます。

## 1. DM/2 第3欄：新権利者の記入

第3欄に1社、続葉にもう1社を記載してください。具体的には、以下のようお願いします。

・第3欄下部のチェックボックスにチェック。

・Fee Calculation Sheetの前にA4判の用紙を追加して「Continuation sheet」と明記し、第3欄の必要事項(な

お、2021年2月1日より電子メールアドレスも必須)を記載。

## 2. DM/2 第8欄：手続きする者の署名／印章の押印

所有権の変更の記録の請求は、原則として国際登録の現在の名義人(A社)が行うこととなっていますので、(a)にて(i)または(ii)をチェックして署名してください(下図参照)。現在の名義人(A社)またはその代理人が手続きする場合、証明書は不要ですが、署名が新権利者(B社)またはその代理人のものであるときは、名義人の締約国の権限を有する当局が発行した証明書の添付が必要です。

## 3. 代理人の委任状

新権利者(A社+B社)による代理人の選任がある場合は、A社とB社、

両者の委任状が必要です。事前にA社の委任状を提出していたとしても、DM/2と共にA社の委任状をあらためて提出しなければなりません。

本件は、A社→A社+B社の2社への所有権変更として記載し処理することになるため、新権利者(A社+B社)両社からの委任状が必要です。

## 4. おわりに

DM/2などWIPO国際事務局への中間書類はContact Hague<sup>※2</sup>の書類アップロード機能による提出をお願いします。なお、Contact Hagueでファイルをアップロードするには、WIPOユーザーアカウントでのログインが必要です。また、各指定国情報については、各官庁にお問い合わせいただく他、ハーグメンバープロファイル<sup>※3</sup>もご参照ください。

※1 <https://www.wipo.int/hague/en/forms/>

※2 <https://www3.wipo.int/contact/en/hague/>

※3 <https://www.wipo.int/hague/memberprofiles/#/>

<b>8</b>	<b>SIGNATURE AND/OR SEAL</b>
(a)	Identify the signatory by checking the appropriate box:
(i)	Holder (transferor) <input type="checkbox"/>
(ii)	Representative of the holder (transferor) <input type="checkbox"/>
(iii)	New owner (transferee) <input type="checkbox"/>
(iv)	Representative of the new owner (transferee) <input type="checkbox"/>
(b)	Name: .....
(c)	Signature and/or seal <sup>3</sup> : .....
(d)	Date of signature (day/month/year): .....
	Name of the person to contact, if necessary: .....
	Email: ..... Telephone: .....
<small><sup>3</sup> If signed by the new owner, an attestation from the competent authority is required. Moreover, if signed by the representative of the new owner, a power of attorney must be submitted. The signature may be hand written, printed, stamped or in electronic form. Accepted forms of electronic signature are text string, image, digital or computer generated signatures.</small>	

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先 (日本語)】

TEL : 03-5532-5027(ハーグ制度)

TEL : 03-5532-5030(その他制度等)

URL : [wipo.int/japan](http://wipo.int/japan)